

# 夜間中学の設置に向けた基本方針

平成31年3月

徳島県教育委員会

## 1 夜間中学設置の背景

- (1) 夜間中学の現状と役割
- (2) 国の動向

## 2 夜間中学設置についての調査研究の経緯

- (1) 中学校夜間学級協議会の設置
- (2) 協議会による調査研究
- (3) 調査研究のまとめ

## 3 本県における夜間中学設置の必要性

## 4 県教育委員会としての夜間中学設置の方針

- (1) 設置主体
- (2) 開校時期
- (3) 設置場所

## 5 県立夜間中学開校に向けた今後の取組

## 6 県立夜間中学開校後の展開

〈参考資料〉

## 1 夜間中学設置の背景

### (1) 夜間中学の現状と役割

中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）は、戦後の混乱期の中で、生活困窮など様々な理由から、昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級である。平成30年度現在、8都府県25市区で31校が設置されており、約1,700名が学んでいる。

在学生徒については、義務教育未修了の学齢超過者のほか、近年は、日本国籍を有しない生徒が増加しており、全体の約8割を占めている。また、不登校等で実質的に教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で中学校で学び直すことを希望する者を受け入れることも可能とされている。

夜間中学には、このような多様な生徒に対し、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

### (2) 国の動向

平成28年12月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定され、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを求めている。

平成29年3月には、「義務教育費国庫負担法」が改正され、都道府県が夜間中学を設置する場合においても、教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象に加えられた。このことにより、都道府県立の夜間中学の設置が促進されることが期待されている。

平成30年6月には、「第3期教育振興基本計画」が閣議決定され、「都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」ことが、政府の方針となった。

## 2 夜間中学設置についての調査研究の経緯

### (1) 中学校夜間学級協議会の設置

徳島県教育委員会においては、平成27年度から文部科学省事業を活用した調査研究を開始し、市町村教育委員会・県教育委員会、（平成28年度より中学校長会）で構成する「中学校夜間学級協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、その下部組織として「作業部会」を設けた。

### (2) 協議会による調査研究

協議会においては、夜間中学に対するニーズを把握することを目的に全県的な「需要調査」を実施するとともに、「需要調査」でニーズが確認された県内の識字学級や定住外国人支援講座等の学級生・受講生及び共学者・指導者・運営担当者等に聞き取り及びアンケート調査を行った。

また、既設置校及び設置予定校への視察により、夜間中学の運営や設置の在り方に関する研究を進め、徳島県に合う夜間中学の形を探ってきた。

### (3) 調査研究のまとめ

平成30年度は、協議会の下部組織に「県立夜間中学作業部会」を新たに設

け、これまでの調査研究結果を踏まえ、市町村による設置と県による設置の両面から、本県における夜間中学の設置の在り方について協議を行った。

その結果、市町村による設置では、生徒数が少なくなり、夜間中学における教育活動の充実が難しくなる懸念があることから、県立夜間中学設置について、さらに検討を進めていくことが望ましいとの方向性が示された。

### 3 本県における夜間中学設置の必要性

本県においては、平成22年の国勢調査により、義務教育を修了しないまま学齢期を超過した者が1,425名存在することがわかっている。中学校不登校の者も平成29年度は483名見られた。また、県内在住の外国人労働者数は、平成29年度においては4,024名であり、増加傾向にある。

中学校夜間学級協議会による調査の結果、さまざまな理由から義務教育の学び直しを必要とする者や外国籍の者のニーズが確認されている。

さらに、平成30年12月の「出入国管理及び難民認定法」の改正により、今後増加が見込まれる外国人労働者やその家族に対し、日本語指導や教科の指導を通して、日本社会への適応を支援していく必要がある。

このような状況から、学齢を超過した者であって、学校における就学の機会の提供を希望する者に対し、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会を確保するため、本県に夜間中学の設置が必要であると判断する。

### 4 県教育委員会としての夜間中学設置の方針

#### (1) 設置主体

**県が設置主体となり、全国初となる県立夜間中学を設置する。**

本県における夜間中学の設置については、市町村単独で設置した場合、小規模の学級となる可能性が高く、十分な教員配置等が難しくなることが想定される。そのため、市町村をまたいで広域に生徒を受け入れられる学校を設置することが望ましいと考え、県立の夜間中学を設置することとする。

#### (2) 開校時期

**2021年4月を目途に開校する。**

現存する夜間中学へのニーズに応えるために、できるだけ早期に夜間中学を開校することが望ましいと考える。ただし、これまでの調査研究の結果、設置決定から開校までの準備期間として、少なくとも2年間が必要であると想定されている。そのため、現在から2年後となる2021年4月の開校を目指すこととする。

#### (3) 設置場所

**徳島県立徳島中央高等学校に併設する。**

通学の利便性に優れ、夜間定時制のノウハウを持った徳島県立徳島中央高等学校に併設することで、学校全体を本県における「学び直しの拠点」として位置づけていくこととする。

## 5 県立夜間中学開校に向けた今後の取組

県民の理解や関心を高め、入学希望者を把握していくために、様々な機会や媒体を活用するとともに、市町村や関係諸機関等との連携強化を図り、積極的に広報・周知活動を推進していく。

また、夜間中学への多様なニーズに対応するために、人員配置や施設の整備、教育課程等について具体的な検討を行っていく。

2019年度
<ul style="list-style-type: none"><li>○県教育委員会に設置推進委員会を組織<ul style="list-style-type: none"><li>・施設設備，就学要件，教員配置，教育課程・教育内容等の調査研究及び検討</li><li>・予算の検討</li></ul></li><li>○中学校夜間学級協議会の開催<ul style="list-style-type: none"><li>・県と市町村の役割分担及び連携等について</li><li>・市町村における入学者への支援等の在り方について</li></ul></li><li>○広報用チラシ・ポスター等の制作，配布</li><li>○夜間中学シンポジウム等の開催</li><li>○入学希望調査の実施</li><li>○条例の改正</li></ul>
2020年度
<ul style="list-style-type: none"><li>○規則の改正</li><li>○教育課程の編成等</li><li>○施設・設備の改修，教材・備品等の整備</li><li>○入学説明会の開催</li><li>○入学希望者募集，体験入学，面接の実施</li><li>○教員配置の検討</li></ul>
2021年度
<ul style="list-style-type: none"><li>○（4月）県立夜間中学開校</li></ul>

## 6 県立夜間中学開校後の展開

県立夜間中学の設置後は、その取組の成果を検証し、夜間中学の運営・指導の向上・充実を図るとともに、県全体の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する施策等に生かしていく。

さらに、取組状況を積極的に全国に発信することにより、県立夜間中学設置及び地方都市における夜間中学設置のモデルとなることを目指していく。

## 〈 参 考 資 料 〉

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
- 義務教育費国庫負担法
- 第3期教育振興基本計画
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）
- 義務教育未修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）
- 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編

○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律  
(平成二十八年十二月十四日法律第百五号)

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であつて学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

○ 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)(平成29年3月改正)

(教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担)

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）

二 (略)

三 都道府県立の義務教育諸学校（前号に規定するものを除く。）に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費（学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別な時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。）

○ 第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日 閣議決定)(抜粋)

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する  
目標(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供

○ 夜間中学の設置・充実

- ・ 学齢経過者であつて小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針(平成29年3月31日 文部科学省)

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

② 既設の夜間中学等における教育活動の充実

既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。

③ 自主夜間中学に係る取組

ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。

(2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。

引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。



○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)  
(平成29年3月31日 28文科初第1874号)

第1 改正等の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第18号)

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学齢を経過した者(以下「学齢経過者」という。)のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるものとする。 (第56条の4、第79条、第79条の6、第108条第1項及び第132条の5関係)

2 学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件  
(平成29年文部科学省告示第60号)

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第56条の4(同令第79条、第79条の6及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第132条の5に規定する学齢経過者に対し、これらの規定による特別の教育課程(以下「特別の教育課程」という。)を編成するに当たっては、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ、次のとおり当該特別の教育課程を編成することができるものとする。

- (1) 特別の教育課程は、各教科等の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。
- (2) 中学校段階において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
- (3) 特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。

第2 留意事項

1 特別の教育課程の対象

- (1) 学齢経過者に対して指導をする際、実情に応じた特別の指導を行う必要がある者であるか否かの判断については、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととなる。
- (2) 夜間中学については、不登校児童生徒への支援に当たって多様な教育機会を提供する観点から、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることも可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、本規定ではなく、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものであること。

2 特別の教育課程の内容

- (1) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、既に社会生活や実務経験等により学齢経過者に一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、学校教育法第21条に規定する義務教育の目標を達成する上で当該学齢経過者にとって必要と認められる内容により編成するものとする。
- (2) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる。

○ 義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について(通知)(抜粋) (平成27年7月30日 27初初企第15号)

1. 市町村教育委員会は、入学希望既卒者があったときは、入学を希望する理由や既に卒業した中学校における具体的な就学状況について、入学希望既卒者本人及び既に卒業した中学校の設置者等に確認した上、入学の可否を総合的に検討すること。その検討の結果、当該入学希望既卒者が、以下の要件に該当すると認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましいこと。

不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる

2. 入学を認める入学希望既卒者は、基本的には、不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた者を想定しているが、例えば下記のようなケースも考えられるため、入学の許可に際しては、出席日数等の一律の外形的な基準によって決定するのではなく、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましいこと。

- (1) 指導要録上、十分な出席日数が記録されていても、いわゆる保健室登校であったり、いじめ・病気などにより落ち着いた環境で授業を受けられなかったりしたケース
- (2) 指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース
- (3) 転居や転校を繰り返す間に未就学期間が生じたなどの事情により、過去の指導要録全体が引き継がれておらず、就学状況の全体が把握できないケース
- (4) 修業年限の相当部分が未就学であったり、就学義務の猶予又は免除を受けていたりするなど学籍が作成されていない期間が長期にわたり、指導要録において出席・欠席日数が十分に記録されていないケース
- (5) 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けることなどにより指導要録上出席扱いがなされ、中学校卒業を認められたものの、夜間中学に通うことにより学び直しを行うことを強く望んでいるケース

3. 特に学齢期に不登校を経験した者など、入学希望既卒者の中には、もう一度学校という場で学ぶことに不安を抱えている者や、夜間中学への入学を含め、今後の進路の選択に悩みを抱いている者も多いと考えられる。市町村教育委員会及び夜間中学を置く中学校は、こうした者から夜間中学への入学希望の提出に先立って相談があった場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮した対応が望まれること。また、その際、例えば夜間中学の見学や試験登校を認めるなど、きめ細かな対応に努めること。

## ○ 中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編(抜粋)

### 第3章 教育課程の編成及び実施

#### 第4節 生徒の発達への支援

##### 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

#### (4) 学齢を経過した者への配慮

##### ① 学齢を経過した者を対象とする教育課程(第1章第4の2の(4)のア)

ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第2章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

中学校夜間学級(以下「夜間中学」という。)は、戦後の混乱期中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級である。平成28年度現在、全国に31校が設置されている。

平成28年12月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、学齢期を経過した者(以下、「学齢経過者」という。)であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者のうちに、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられたところである。

夜間中学には、義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者や不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者、そして不登校となっている学齢生徒の受け入れが可能である。このように、夜間中学には、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

学齢経過者は、既に社会生活や実務経験等により、一定の資質・能力が養われていることがあり、この部分については、義務教育の目的・目標を達成する上で学校教育において改めて実施しなくてもよい場合が考えられる。

他方、既に学齢期を過ぎて社会生活を送っている者等にとっては、学齢期の児童生徒と同様の時間を確保して学習に専念することは困難な実態があり、限られた時間で必要な教育を行うことが、就学機会の確保の観点からも必要である。

このため、平成29年3月に学校教育法施行規則を改正し、夜間中学において学齢経過者に対して指導を行う際に、その実情に応じた特別の教育課程を編成することができることとした。具体的には、同規則第56条の4等において、学齢経過者のうち、その者の年齢、経験、または勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより特別の教育課程によることができるものとした。これを受けた文部科学大臣の告示において、特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、各教科等の内容のうち、当該生徒の各学年の課程の修了または卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとし、また、指導する上で必要な場合は、小学校段階の内容を取り扱うことができることとした。さらに、特別な教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとした。

なお、この際、当該特別の指導を行う必要がある者か否かの判断及びその教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる(「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」

28文科初第1874号平成29年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知)。

上述のように、夜間中学については、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることが可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、学校教育法規則第56条等に基づき、特別の教育課程を編成することとなる。

② 学齢を経過した者への教育における指導方法等の工夫改善（第1章第4の2の(4)のイ)

イ 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

学齢経過者に対しては、その年齢や境遇が多様であることも踏まえ、指導方法や指導体制について、各学校がその実態に応じて工夫改善していくことが必要である。このため、第4節1「(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実」の欄も参照しつつ、個別学習やグループ別学習に加え、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法等を柔軟かつ多様に導入したり、ティーム・ティーチングや合同授業などの指導体制を工夫したりすることが望まれる。

特に、日本国籍を有しない生徒の中には、日本語の能力が不十分な場合があり、そうした生徒に対する配慮が必要となる。このため、第4節2「(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導」の欄も参照しつつ、当該生徒の実態に応じて指導内容や教材の工夫をすること等が重要である。